

北海道鷹栖町からの提案

提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
<p>1 多様な働き方改革 ～半農半X的ワークスタイル・ライフスタイル～</p>	鷹栖町内	<p>農村部の中古住宅や空家等及びその周囲の農地を、小規模農地付き住宅として取得できる仕組みを創設する。</p> <p>これにより、例えば、アクティブシニア層等の移住者が、鷹栖町特産「オオカミの桃(トマトジュース)」の原料トマトの養液栽培等のほか、家庭菜園や庭造りを行うなど、ワークスタイル・ライフスタイルの希望に応じた多様な農地利用を可能とする。</p>	<p>鷹栖町の農業地帯に魅力を感じ、そこで農とのかかわりや地域との交流をもちながら暮らしたいという移住者のニーズに対し、半農半Xという新しいワークスタイルを提示することで、移住者を呼び込みつつ、労働参加率を高める。</p> <p>農業集落の活性化は、農業の担い手確保の呼び水となり、中古住宅や空家等といった既存資源の活用を図ることは、農地や農村を守ることに相当程度寄与する。</p> <p>「オオカミの桃」等の特産品の生産拡大や農業関連産業を活性化することで、耕作放棄地の発生抑制や雇用創出に相当程度寄与する。</p>	農地法3条2項により、近傍の自然的条件及び利用上の条件が類似している農地等の生産性と比較して農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められない場合は、農業委員会は、農地の権利を取得しようとする者に対して農地の権利取得を許可できないとされている。	<p>農地法3条2項</p> <p>農地法関係事務に係る処理基準について(農林水産事務次官通知)別紙1、第3、3、(2)</p>	<p>農地法3条2項(農地の取得要件のうち、全部効率利用要件)の見直しにより、耕作者のいなくなった農地及びその住居(中古住宅、空家)について、農地は近隣農家への集約を図りつつも、一部の農地(一定面積以下の小規模な農地)については空家と一体的に小規模農地付きの住宅として再生できるよう、<u>農業委員会が、その裁量により、農地部分について全部効率利用要件を満たさない場合であっても、農地法3条1項の許可を</u>できることとする。</p>
<p>2 地域の活性化 ～「北海道の農・鷹栖町の農」の魅力を活かした交流拠点の創出～</p>	鷹栖町内	<p>農村集落の既存施設等を活用し、北海道の農・鷹栖町の農の魅力を活かした交流拠点を創出し、旭川地域観光の魅力を高めるとともに、旭川及びその周辺地だけでは受けきれない宿泊客の受け皿整備を支援する。≪既存特定事業の活用≫</p> <p>【参考】客室稼働率:102.7%(旭川地区)(出典:上川地域観光動向調査年度集計表(平成27年度)(上川総合振興局)(4～10月))</p> <p>○ 農用地域内における既存ストック(遊休施設)を活用した地産レストランの開業を可能化 ○ 農村部等での中古住宅や空家を活用した民泊施設の開業可能化</p>	<p>「北海道の農・鷹栖町の農」を観光資源として交流人口の拡大を図ることで、地域経済の活性化や雇用創出に相当程度寄与する。</p>	<p>農用地区内に設置できる農業用施設の対象外であるため、農家レストランを農用地区内に農業用施設として整備できない。</p> <p>旅館業法に基づく民泊施設として既存の中古住宅や空家を利用しようとする場合、初期コスト及び運営コストが大きくなるため、既存ストックの活用が進まない。</p>	<p>農業振興地域の整備に関する法律3条4号</p> <p>旅館業法2条1項</p>	<p>国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(国家戦略特別区域法13条)北海道知事の認定を受けた場合における旅館業法の適用除外の適用。</p> <p>国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業(国家戦略特別区域法13条)北海道知事の認定を受けた場合における旅館業法の適用除外の適用。</p>
<p>3. 農政新時代 ～農業の大規模化と質の維持・向上の両立、雇用創出～</p>	鷹栖町内	<p>○スマート農業化(ICTを活用したドローンによる大規模農地の生産管理システム、害獣対策等)の導入促進を図り、農地の大規模化に応じた生産体制の構築を目指す。また、ドローンの運用に当たっての安全性の確保を目指す。</p> <p>○特定実験試験局制度の活用により、鷹栖町の大規模圃場におけるスマート農業化等に係る新技術の実証実験(実験圃場の測量と画像記録解析、圃場モニタリング等)を時機を逃さず実施できる環境を整備し、実用化に向けた動きを加速させる。≪既存特定事業≫</p> <p>上記のほか、全国措置化された農業法人経営多色化等促進事業などの他の制度を一体的に活用することで、耕作放棄地の発生を抑制するとともに農業関連産業の活性化による雇用創出を促進する。</p>	<p>ドローンの導入を加速させることにより、農地の大規模化と農産品の質の維持・向上の両立を図る。これにより、農業生産性の向上と、農業の国際競争力の強化に相当程度寄与する。</p> <p>ドローンの運用に当たって安全性の確保に資することで、住民理解を醸成し、さらなるドローンの活用促進に相当程度寄与する。</p> <p>農業関連産業を活性化することで、耕作放棄地の発生抑制や雇用創出に相当程度寄与する。</p>	<p>現行制度では、ドローンの使用について農業散布や目視外飛行、夜間飛行等を行う場合は、国土交通大臣への申請と承認が必要であり、その承認の有効期間は最大で1年間となっている。</p> <p>また、申請時に操縦者の知識・経験等や機体の保守・管理状況についても記載することになっているが、記載どおりの確認が難しい。</p>	<p>航空法132条の2</p> <p>特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める告示</p>	<p>航空法132条の2に規定される国土交通大臣の承認に係る申請手続を簡素化(承認に要する期間の短縮と承認期間の延長、申請書類の簡素化)。</p> <p>また、この申請手続の簡素化の適用を受けようとする場合における、<u>操縦者にかかる免許制度と機体に関する登録制度の導入。</u></p> <p>「国家戦略特別区域に係る特定実験試験局の取扱いについて(通達)」の適用。</p>
<p>4. 介護離職ゼロ ～介護人材の掘り起こし～</p>	鷹栖町内	<p>保育士資格を保有しながらも保育の現場から離れている者が、新たに介護福祉の現場でも活躍できる仕組みを設け、介護の担い手のすそ野を拡大する。</p> <p>保育士資格をもって保育施設で勤務した経験の価値を高める。</p>	<p>介護人材の掘り起こしにより、介護離職ゼロや労働参加率の向上など一億総活躍社会の実現に相当程度寄与する。</p>	<p>現行制度では、介護福祉士資格の受験資格として認められる実務経験として、保育士資格により認可保育所で勤務した経験は対象外となっている。</p>	<p>社会福祉士及び介護福祉士法40条</p>	<p>介護福祉士国家試験の受験資格に関し、実務経験ルートにより受験する場合に、その実務要件(3年以上)について、<u>受験資格となる施設・事業に認可保育所を加える特例</u>を設け、その特例を利用して国家試験に合格した場合には、地域限定の介護福祉士として認定する。</p> <p>また、地域限定の介護福祉士としての実務経験を一定年数経たした場合に、介護福祉士として認定する。</p>